

薬事課長 様

くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づく報告等の周知に  
ついて（依頼）

産業廃棄物の処理を委託する事業者、一定量以上の産業廃棄物を排出する事業者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）等により、廃棄物処理に係る報告等を行うことが義務付けられていますので、貴課が所管する各団体等を通じて、周知していただくようお願いします。

なお、報告等に係る提出や問合せは、各事業場等の所在地を所管する健康福祉センター（静岡市又は浜松市に所在する事業場等にあつては、各市の産業廃棄物担当課）に行うよう申し添え願います。

記

- 1 対象となる報告等、報告を要する事業者、報告内容等  
別添のとおり
  
- 2 各健康福祉センター並びに静岡市及び浜松市の担当課連絡先
  - (1)各健康福祉センター

賀茂健康福祉センター	環境課	0558-24-2053
東部健康福祉センター	廃棄物課	055-920-2106
中部健康福祉センター	環境課	054-644-9288
西部健康福祉センター	環境課	0538-37-2248
  - (2)静岡市及び浜松市

静岡市	廃棄物対策課	054-221-1363
浜松市	産業廃棄物対策課	053-453-6110

担 当 産業廃棄物班  
電話番号 2423

報告書	様式	報告を要する事業者	報告内容	提出部数	電子申請
法第 12 条の 3 第 7 項に定める報告 (産業廃棄物管理票交付等状況報告書)	法施行規則様式第 3 号	産業廃棄物の処理を他者に委託して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者(二次マニフェストを交付した中間処理業者を含む。)	令和 5 年度 1 年間におけるマニフェストの交付状況	1 部(報告者控を除く)	○
法第 12 条第 9 項に定める計画 (多量排出事業者産業廃棄物処理計画書)	法施行規則様式第 2 号の 8	令和 5 年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者	産業廃棄物の減量、処理等に関する計画	2 部(報告者控を除く)	○
法第 12 条第 10 項に定める報告 (多量排出事業者産業廃棄物処理計画実施状況報告書)	法施行規則様式第 2 号の 9	令和 5 年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	計画の実施状況	2 部(報告者控を除く)	○
法第 12 条の 2 第 10 項に定める計画 (多量排出事業者特別管理産業廃棄物処理計画書)	法施行規則様式第 2 号の 13	令和 5 年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者	特別管理産業廃棄物の減量、処理等に関する計画	2 部(報告者控を除く)	○
法第 12 条の 2 第 11 項に定める報告 (多量排出事業者特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)	法施行規則様式第 2 号の 14	令和 5 年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	計画の実施状況	2 部(報告者控を除く)	○
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条に定める届出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則様式第 1 号(1)	事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物等を保管する事業者	令和 5 年度 1 年間の PCB 廃棄物等の保管及び処分状況	3 部(報告者控を除く)	—

是非電子申請を御利用ください。詳細は廃棄物リサイクル課HPに掲載しています。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049467/1017716.html>)